

**まちなかりノベーション推進事業
公 募 要 綱**

**令和元年5月
日 田 市**

1、事業の目的

商店街等のまちなか及び周辺地域において、空家等の遊休施設や空間をはじめとする既存の資源を有効活用し、新たな機能や価値を付加することで賑わいを創出するとともに、エリア価値の向上を図るためのリノベーション事業（以下「まちなかりノベーション推進事業」という。）を推進することを目的とします。

2、対象者、対象事業等

①補助対象者

次に掲げる要件を満たす方。

- (1) 事業を開始する日までに市内に住所及び事業所を有する個人又は法人
- (2) 市税を完納している方
- (3) この補助金の交付を受けてから5年以上継続して市内で事業を行おうとする方
- (4) 事業を開始するにあたり、商店街等のまちなか及び周辺地域において賑わいを創出する具体的な計画を持つ者であって、商工会議所、商工会、商店街その他商工団体関係者と協調して賑わい創出に取り組もうとする方

②補助対象事業

(1) まちなかりノベーション推進事業であって、次に掲げるもの。

小売業 生活サービス業等	・卸売業・小売業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・生活関連サービス業・娯楽業 ・教育、学習支援業 ・医療・福祉 などであり、かつ公序良俗に反せず不特定多数の人が店舗等に入出入りすることで、まちに賑わいを生むと認められる事業
クリエイティブ産業	・情報通信業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・複合サービス業 ・サービス業（他に分類されないもの） など、新たな価値や魅力を想像する事業
共同利用施設等	・子育て支援施設や高齢者向け休憩所等の公益的な施設 など、使用者を特定しない事業

※対象外とする事業

- ・ 過去に本事業及び同様の趣旨の事業での助成を受けた者の行う事業
- ・ 大型店舗内で行う事業
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定される「風俗営業」に該当する業種
- ・ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- ・ 政治性又は宗教性のある事業
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第

1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。) 若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者が行う事業

- ・ その他市長が不相当と認める事業

(2) 上記に該当する業種で既に営業している店舗 (1 年以上) を、第三者が事業承継するために必要な費用も補助対象とします。

※第三者とは、当事者の三親等以内の親族を除いた当事者と生計を別にする者をいいます。

③補助率等

区域により、補助率・上限額は以下の通り。

	区域	補助率	上限額
①	複数の経営体が共同のテナント内に出店する場合※1	2 / 3 以内	150 万円
②	推進プラン※2 を定めている商店街の区域	1 / 2 以内	100 万円
③	推進プランを定めていない商店街の区域	1 / 2 以内	75 万円
④	上記以外の区域であって、事業の目的を達成すると認められる区域	1 / 2 以内	50 万円

※1: 補助事業はテナント全体で 1 件として扱い、代表者による申請となります。

※2: 「推進プラン」とは、商店街自らが将来ビジョンや戦略等の合意形成を図り、目指すべき方向性と実施事業をとりまとめたプランをいいます。

3、対象経費

(1) 改装工事に要する経費 (自ら工事を行う場合は、工事に要する原材料費)

※原材料費は、使用箇所及び使用量が明確に確認できるものに限ります。

(2) 什器導入に要する経費

※備品購入費は除きます。

4、補助要件

【共通事項】

①申請者は審査委員会による審査を受ける必要があります。(計画書の提出・プレゼン発表)

②審査委員会に提出された計画書・実績報告書に添付された資料は、事業成果として公表することがあります。

③自己物件に改装を行う場合は、物件の用途が明確に変わるものである必要があります。

※いわゆる“リフォーム”は補助対象外。

④既存店舗の支店の出店、事業拡大等は、過去に本事業及び同様の趣旨の事業での助成を受けていない場合のみ対象とします。

※屋号等が変わっていても実態として経営体が変わっていない場合は複数回助成を受けることはできません。

⑤事業計画については、日田市ビジネスサポートセンターへ相談及び支援を受けること。

※日田市ビジネスサポートセンターから市へ支援経過書を提出してもらい審査します。

⑥複数の経営体での出店の場合、全ての経営体が補助要件を満たす必要があります。

5、補助事業の期間

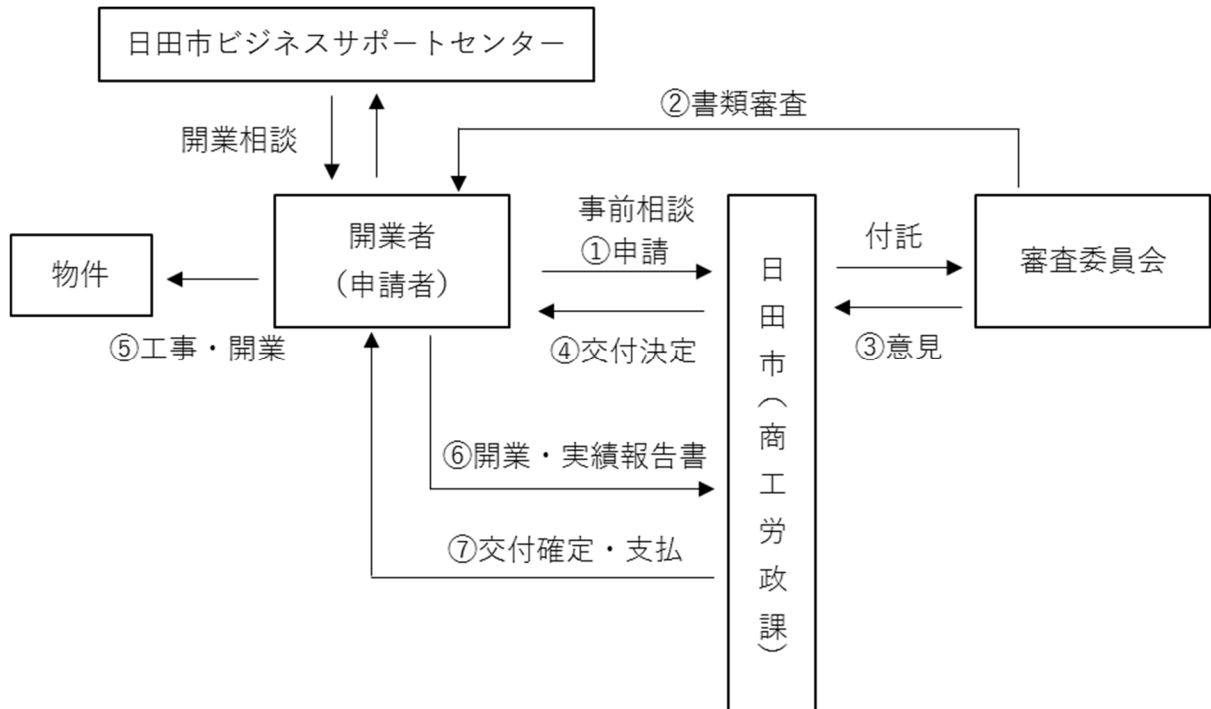
交付決定の日以降、当該年度の3月31日までに事業を完了すること。(実績報告書の提出)。
 ※交付決定の日以前に着手したものについては、すべて補助対象外とする。

6、補助申請について

(1) 手続きの流れ

申請に必要な書類等の準備・審査会の日程決定等があるため、事業開始予定日の60日前を目安に市へ事前協議を行ってください。

①申請書類提出⇒②審査委員会による書類審査⇒③審査意見送付⇒④交付決定 ⇒
 ⑤工事着手・開業⇒⑥開業・実績報告書提出⇒⑦交付確定



(2) 募集について

年度予算の上限に達した時は当該年度の募集を終了します。

(3) 審査について

審査委員会では、提出された書類及び申請者からのプレゼンにより、以下の評価基準に基づき、補助対象事業の可否を審査します。

現状分析	・地域の課題を捉えられているか。
------	------------------

事業コンセプト	・人とまちを繋げる場づくり及びに周辺地域の魅力向上に効果の高い事業であるか。
事業計画	・事業が持続可能な資金計画になっているか。 ・おおむね5年以内で初期投資を回収する投資計画になっているか。
地域との連携	・地域ならではの地域資源の活用がみられるか。 ・地域、関係者との連携は図られているか。
周辺への波及効果	・他の店舗や住民、地域への波及効果が期待できるか。

審査の結果、交付決定の可否は後日市から通知します。

7、留意事項

- ・補助金は交付確定通知後に支払います。(精算払い)
- ・補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。
- ・当該事業を実施するために他の補助金を受給する場合は、総事業費から当該受給額を差し引いたものを補助対象経費とします。
- ・当補助事業にかかる関係書類は、補助事業完了後5年間保存すること。
- ・改装工事、什器の導入に関しては、市内産業の活性化のため、できる限り市内に本社または事業所を持つ業者への発注にご協力ください。
- ・出店者が経営主である証明(税務申告を行った際の写し等)を求める場合があります。